

人権チェックリスト



令和2年

3月号

和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例を施行しました

和歌山県では、様々な取組を行ってきた結果、部落差別は解消へと向かっています。しかしながら、今もなお、結婚などに際して同和地区かどうかを問い合わせる行為や、インターネット上に誹謗中傷や同和地区を忌避する書き込みなどの部落差別が発生しています。このような状況を踏まえ、部落差別のない社会の実現を目指し、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を令和2年3月24日に施行しました。

基本理念

- ・部落差別は基本的人権の侵害であり、部落差別を行ってははいけません。
- ・行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組みましょう。

部落差別の禁止

- ・インターネットを利用した差別を行ってははいけません。
- ・結婚及び就職に際しての身元の調査による部落差別を行ってははいけません。
- ・個人への誹謗中傷など、その他あらゆる行為による部落差別を行ってははいけません。

県の取組

- ・部落差別の解消のための教育及び啓発や相談体制の充実に取り組めます。
- ・市町村と連携し、部落差別を行った人に対し、説示及び促しを行います。また従わない場合には、勧告します。
- ・部落差別の解消のための必要な調査を実施します。

県民及び事業者の皆さんへのお願い

- ・県民の皆さんは、率先して部落差別の解消のための取組をお願いします。
- ・事業者の皆さんは、従業員の人権意識の高揚を図るための研修等の実施をお願いします。
- ・行政が行う講演会や研修会、啓発活動に積極的に参加をお願いします。

チェック

部落差別は許されないものであるといった認識のもと、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現しましょう。

条例についてのお問い合わせは

人権政策課まで ☎073-441-2563

内容についてのお問い合わせは

人権施策推進課まで ☎073-441-2566

同和問題（部落差別）の相談窓口

- ・人権ホットライン ☎073-421-7830
- ・県人権政策課 ☎073-441-2563
- ・各振興局総務県民課でも実施

